

電気通信大学大学院情報システム学研究科専攻長に関する規程

平成 5年12月 9日

改正

平成16年 4月 1日

平成22年 4月 1日

平成24年 5月22日

平成27年 3月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第18条第6項に基づき、大学院情報システム学研究科の専攻に置く専攻長について、必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 専攻長は、当該専攻の教授のうちから、情報システム学研究科長が推薦し、学長が任命する。

(任期)

第3条 専攻長の任期は1年とし、原則として引き続き再任しないものとする。

2 専攻長に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、専攻長に関し必要な事項は、大学院情報システム学研究科教授会が別に定める。

附 則

この申合せは、平成5年12月9日から施行する。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。